

平成27年8月24日

答申第569号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年9月末現在で国際催事放送権料引当金に計上している対象催事、開催地、開催年度が分かる内部文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、開示することにより放送権の交渉など今後のNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月24日（第219回審議委員会）第571号諮問、審議  
8月24日（第222回審議委員会）審議、答申